

第45期 報 告 書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本



松山空港ビル株式会社

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立が進む中で、緩やかな持ち直しの動きが続く一方、世界的なエネルギー・建築資材価格等の高騰やロシアのウクライナ侵攻に伴う貿易制限により景気減速の影響が懸念される状況となりました。

観光面においては、観光庁の2022年宿泊旅行統計調査（速報値）では、宿泊者数が延べ約4億5,397万人泊で、前年比42.9%増となったものの、コロナ前の2019年比23.8%減と厳しい状況であったほか、日本政府観光局（JNTO）による2022年の訪日外国人旅行者も2019年比88.0%減の約383万人にとどまりました。

このような中で、松山空港においては、ベトナムや台北のチャーター便運航に続き、2023年3月26日からソウル線の定期運航便が再開されたものの、国際線が運休していた影響は大きく、また、国内線も乗降客数が約220万人で、前年度の約112万人からは倍近く増えたものの、2019年度の約294万人には大きく及ばない結果となりました。

こうした乗降客数の減少による営業収益の悪化等に対応するため、可能な限りの経費節減と収入の確保に努めるとともに、国際線旅客ビルの拡張工事に着手するなど、将来を見据えた空港整備も着実に進めました。

当社の経営につきましては、国内線乗降客数の増加により直営店・テナント・カードラウンジ売上が増加し、営業収益は前期比153,676千円（15.1%）増収の1,169,908千円となりました。

売上原価は買取商品の売上高に比例して増加し、売上総利益は前期比147,936千円（14.6%）増益の1,163,239千円となりました。

販売費及び一般管理費では、人件費は、従業員の退職や非常勤役員の報酬・賞与の見直しにより減少しました。賃借料は、土地使用料が下がったため減少しました。保守料は、機器更新や契約の見直しにより減少しました。減価償却費は、旧貨物ターミナルビルの償却が終了したことにより減少しました。これらにより前期と比較し48,819千円（5.1%）減少の912,699千円となりました。

この結果、営業利益は前期比196,756千円（365.8%）増益の250,540千円となり、これに営業外収益として、雇用調整助成金等を計上し、経常利益は、前期比165,304千円（158.4%）増益の269,680千円となりました。

更に特別損失として国際線旅客ターミナルビルの固定橋撤去や地中埋設高圧線及び汚水

配管盛替による固定資産除却損などを計上したことにより、税引前当期純利益は前期比124,009千円（204.0%）増益の184,789千円となりました。

これにより法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を差し引いた当期純利益は前期比87,552千円（220.4%）増益の127,278千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に完成した主要設備等

- ・新貨物ターミナルビル建築工事（代理店棟）
- ・地中埋設高圧線及び汚水配管盛替工事
- ・基幹システム更新
- ・屋上防水維持保全工事
- ・レピーター更新工事

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症については、5月8日からの5類移行に伴い、感染対策の緩和に向けた動きが加速し、インバウンドも含め旅行需要の回復が見込まれるなど明るい兆しも出てきております。

こうした状況下において、将来の発展を見据えた中長期的な視点から、当空港の計画的な機能拡充など諸課題に取り組んでいくことが重要であります。

このため、国際線旅客ターミナルビルの拡張については、2024年春の完成を目指し着実に工事を進めるとともに、6番固定橋及び可動旅客搭乗橋の整備についても、2025年度中の完成を目指し、国や県、関係機関等と連携しながら対処いたします。

環境への取組みとしては、空港ビルのカーボンニュートラルに向けて、放射冷却素材「ラディクール」の導入を進めると共に、太陽光発電の導入を検討して参ります。

セキュリティ強化の面では、SRA制限区域全域化への対応など適切に対処して参ります。

また、地域貢献として愛媛県と協定を締結し、広域医療搬送拠点の設置や資機材の保管に協力するなど、大規模災害に備えた空港の機能確保にも努めます。

株主各位におかれましては、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第42期 (2019年度)	第43期 (2020年度)	第44期 (2021年度)	第45期 (2022年度)
営業収益	千円 1,656,942	千円 1,064,581	千円 1,016,232	千円 1,169,908
経常利益	千円 157,183	千円 △ 11,888	千円 104,376	千円 269,680
当期純利益	千円 64,798	千円 △ 19,453	千円 39,726	千円 127,278
1株当たり 当期純利益	円 575.98	円 △ 172.91	円 353.12	円 1,131.36
総資産	千円 6,321,075	千円 5,660,768	千円 5,624,105	千円 5,584,102
純資産	千円 5,151,110	千円 5,086,657	千円 5,081,383	千円 5,163,661

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社には親会社、子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、松山空港旅客ターミナルビル・貨物ターミナルビルの建物及び諸設備を所有し、賃貸するとともに、売店の事業を行っております。

(8) 従業員の状況

人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32人	△ 2人	44.06歳	16.03年

(注) 従業員には、臨時雇従業員を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000 株
- (2) 発行済株式総数 112,500 株
- (3) 株主数 11 名
- (4) 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 伊 予 鉄 グ ル ー プ	33,000 株	29.33 %
愛 媛 県	30,000	26.67
A N A ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	18,875	16.78
松 山 市	15,000	13.33
日 本 航 空 株 式 会 社	9,250	8.22
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,500	1.33
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	1,500	1.33
愛媛県信用農業協同組合連合会	1,500	1.33
株 式 会 社 愛 媛 新 聞 社	625	0.56
南 海 放 送 株 式 会 社	625	0.56
株 式 会 社 テ レ ビ 愛 媛	625	0.56

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位	重要な兼職の状況
中村時広	取締役会長	愛媛県知事
清水一郎	代表取締役社長	(株)伊予鉄グループ 代表取締役社長
戒田創一	専務取締役	
加福禎史	常務取締役	
野志克仁	取締役	松山市長
田中和彦	取締役	南海放送(株) 代表取締役会長
土居英雄	取締役	(株)愛媛新聞社 代表取締役社長
阿部和孝	取締役	愛媛県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会会長
安部博史	取締役	日本航空(株) 松山支店長
尾谷牧夫	取締役	(株)テレビ愛媛 代表取締役社長
谷山章	取締役	全日本空輸(株) 松山支店長
西川義教	取締役	(株)愛媛銀行 代表取締役頭取
仙波宏久	取締役	(株)伊予銀行 常務取締役営業本部長
大島修一	常勤監査役	
宮坂久美子	監査役	日本航空(株) 執行役員西日本支社長
藤田仁	監査役	松山市副市長

(注) 1. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

常務取締役 加福禎史、取締役 仙波宏久、監査役 宮坂久美子の各氏は、2022年6月10日開催の第44期定時株主総会において、監査役 藤田仁氏は2022年10月31日開催の臨時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

(2) 辞任

常務取締役 島崎幸夫、取締役 高田健司、監査役 武井真剛の各氏は、2022年6月10日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、監査役 梅岡伸一郎氏は2022年10月31日開催の臨時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	14名	32,202千円
監査役	5名	7,256千円

(注) 1. 上記報酬等の額には、第44期定時株主総会において決議された役員賞与4,950千円（取締役3,690千円、監査役1,260千円）、当事業年度に辞任した役員に対して支給した役員退職慰労金2,580千円が含まれております。

2. 支給人員には、辞任取締役2名、辞任監査役2名が含まれております。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

えひめ有限責任監査法人

5. 会社の方針及び体制並びに運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるためのコンプライアンスに係る指針を整備する。各部門においては当該部門に適用される法令等を識別し、その内容を周知徹底することにより法令遵守の基盤を整備する。また、社内に内部監査委員会を設置し内部統制が有効に機能しているかの確認を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書取扱規程を整備し、取締役の職務執行に係る情報を文書にて保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険に関する規程その他の体制
各部門におけるコンプライアンス、災害、情報のセキュリティー等に係るリスクについてそれぞれの担当部署で規程を整備し、リスク管理体制を明確化する。また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督等を行うとともに、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常務会等を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を機動的に行う。
また、各部門の業務プロセスを明確化し、業務の効率化を実現する体制を確保する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて同使用人を配置することとする。また、その人事については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものとする。

- (6) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役会に報告する。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

監査役は会計監査人から監査内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を図るとともに、監査の実施に当たり必要と認める場合には、代表取締役社長または担当取締役と意見交換会を開催する。

「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部監査委員会が中心となり、当社各部門に対して、内部統制システムの整備及び運用状況について点検等を行うとともに、その重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行っております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,772,953	流動負債	212,863
現金及び預金	1,692,239	買掛金	27,879
未収入金	65,574	未払金	27,320
商品	6,655	設備未払金	26,926
貯蔵品	2,163	未払法人税等	4,716
前払費用	6,255	未払消費税等	29,373
その他	64	未払費用	3,338
固定資産	3,811,149	前受金	10,510
有形固定資産	3,683,859	預り金	492
建物	2,533,062	賞与引当金	10,084
構築物	148,420	資産除去債務	69,861
機械装置	140,721	その他	2,359
車両及び運搬具	4,915	固定負債	207,576
工具・器具及び備品	168,742	預り保証金	70,884
建設仮勘定	687,996	退職給付引当金	127,808
無形固定資産	33,648	役員退職慰労引当金	8,884
電話加入権	569	負債合計	420,440
ソフトウェア	33,078	(純資産の部)	
投資その他の資産	93,641	株主資本	5,163,661
投資有価証券	22,000	資本金	1,125,000
長期前払費用	865	利益剰余金	4,038,661
繰延税金資産	70,427	利益準備金	80,633
その他	348	その他利益剰余金	3,958,028
		別途積立金	3,400,000
		繰越利益剰余金	558,028
		純資産合計	5,163,661
資産合計	5,584,102	負債・純資産合計	5,584,102

損 益 計 算 書

(2022年 4月 1日 から
2023年 3月 31日 まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
売 上 高	8,373	
貸 室 収 入	342,647	
売 店 収 入	170,249	
食 堂 収 入	59,406	
使 用 料 収 入	408,327	
広 告 収 入	66,498	
付 帯 事 業 収 入	114,406	1,169,908
売 上 原 価		6,668
売 上 総 利 益		1,163,239
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		912,699
営 業 利 益		250,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40	
受 取 配 当 金	110	
雑 収 入	19,005	19,156
営 業 外 費 用		
雑 支 出	15	15
経 常 利 益		269,680
特 別 利 益		
国 庫 補 助 金 等 受 入 額	18,725	
固 定 資 産 除 去 費 用 負 担 金	451	19,176
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	87,780	
固 定 資 産 圧 縮 額	13,149	
空 港 施 設 使 用 料 助 成 金	3,137	104,067
税 引 前 当 期 純 利 益		184,789
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,472	
法 人 税 等 調 整 額	54,039	57,511
当 期 純 利 益		127,278

株主資本等変動計算書

（ 2022年4月1日から
2023年3月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金				株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
			別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,125,000	76,133	3,200,000	680,249	3,956,383	5,081,383	5,081,383
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△ 45,000	△ 45,000	△ 45,000	△ 45,000
剰余金の配当 に伴う利益 準備金の積立		4,500		△ 4,500			
別 途 積 立 金 の 積 立			200,000	△ 200,000			
当 期 純 利 益				127,278	127,278	127,278	127,278
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計		4,500	200,000	△ 122,221	82,278	82,278	82,278
当 期 末 残 高	1,125,000	80,633	3,400,000	558,028	4,038,661	5,163,661	5,163,661

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

 商 品……………売価還元法による低価法

 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)…定額法によっております。

 主な耐用年数は次のとおりであります。

 建 物 6～38年

 構 築 物 10～35年

 機 械 装 置 5～17年

 車 両 運 搬 具 4～6年

 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法によっております。

 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき当事業年度に帰属する金額を計上しております。

 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益認識基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

不動産事業においては、建物の賃借を行っており、契約期間に応じて期間経過分を収益として認識しております。その他のサービスの提供については役務提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(会計上の見積もりに関する注記)

会計上の見積もりにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 70,427千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,884,334千円
2. 国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から控除している額	102,168千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	14,173千円
短期金銭債務	10,693千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

営業収益	170,145千円
販売費及び一般管理費	8,026千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	112,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月10日開催の第44期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,000千円
1株当たりの配当額	400円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月13日

(2) 基準日が当事業年度の属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

2023年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	45,000千円
1株当たりの配当額	400円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

賞与引当金	3,071千円
未払事業税	1,155千円
退職給付引当金	38,930千円
役員退職慰労引当金	2,706千円
減価償却超過額	1,344千円
資産除去債務	21,368千円
その他	1,853千円
繰延税金資産合計	70,427千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

	貸借対照表計上額(千円)	時 価(千円)	差 額(千円)
(1) 現金及び預金	1,692,239	1,692,239	-
(2) 未収入金	65,574	65,574	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額(千円)
(1) 投資有価証券	22,000
(2) 預り保証金	70,884

(1) 投資有価証券

非上場株式については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(2) 預り保証金

賃貸物件における賃借人から預託されている受入敷金保証金は、市場価額がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛媛県松山市において、賃貸用の旅客ターミナルビル・貨物ターミナルビルを有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額(千円)	時 価(千円)
2,205,801	2,205,801

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当社の賃貸等不動産は建物等減価償却資産のみであり、正規の減価償却計算後の適正な帳簿価額に基づいた金額を時価として記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	45,899円21銭
2. 1株当たり当期純利益	1,131円36銭

(資産除去債務に関する注記)

当社は、国有財産使用許可に基づき使用する土地について、返還時における原状回復に係る債務を負っております。これらのうち解体・撤去の時期が明確となった貨物ターミナルビルについては2019年度より資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は2～3年間、割引率0.0%を採用しています。

なお、旅客ターミナルビルについても返還時における原状回復に係る債務を有しておりますが、返還時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	187,389千円
資産除去債務の履行による減少額	△117,527千円
期末残高	<u>69,861千円</u>

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

松山空港ビル株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 智章
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松山空港ビル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

松山空港ビル株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	大 島 修 一 ㊟
監査役（社外監査役）	宮 坂 久美子 ㊟
監査役（社外監査役）	藤 田 仁 ㊟